石運輸第６２９号の２
石運整第３３５号の２
平成２５年９月３０日

自動車運送事業者　代表者　殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙（平成２５年９月２０日付け北信交貨第１７１号、北信交監第７７号、北信技保第７０号）のとおり通達があったので了知願います。

石運輸
第 728 号
25.9.26
北陸信越運輸局

北信交貨第１７１号
北信交監第７７号
北信技保第７０号
平成２５年９月２０日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成２５年９月１７日付け国自安第１４８号、国自貨第６０号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対し周知されたい。

交監
第 予
25.9.17
北陸信越運輸局

国自安　第１４８号
国自貨　第　６０号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局長　殿

自　動　車　局　長

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成８年１１月１日付け自貨第１０４号、自環第２４５号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

別　添

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
自貨第１０４号 自環第２４５号 平成８年１１月１日 一部改正　平成１４年１月１７日 一部改正　平成１６年１２月２４日 一部改正　平成１９年５月１日 一部改正　平成２１年９月２９日 一部改正　平成２１年１１月２０日 一部改正　平成２２年４月２８日 一部改正　平成２５年９月１７日	自貨第１０４号 自環第２４５号 平成８年１１月１日 一部改正　平成１４年１月１７日 一部改正　平成１６年１２月２４日 一部改正　平成１９年５月１日 一部改正　平成２１年９月２９日 一部改正　平成２１年１１月２０日 一部改正　平成２２年４月２８日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
自動車交通局長	自動車交通局長
貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について	貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第２０条の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）に基づく貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の法第１８条第２項及び法第２２条第１項の規定に係る違反（以下「運行の安全確保に関する違反」という。）について、法第２０条の規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等（以下「処分等」という。）を行う場合は、今後この基準により処分等を行うこととされたい。
１　通則	１　通則
（１）運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け、国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号）（以下「行政処分等の基準」という。）による貨物自動車運送事業者の行政処分等を行う場合に同時に行うものとする。ただし、２（５）及び（６）により発令する場合並びに事業を廃止した等により貨物自動車運送事業者の行政処分等が行われない場合は、単独で行うものとする。	（１）運行管理者資格者証の返納命令の発令基準等については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け、国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号）（以下「行政処分等の基準」という。）による行政処分等を行う場合に適用するものとする。
（２）行政処分は、法第１９条の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の	（２）行政処分は、資格者の運行管理者資格者証の返納とする。 なお、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、軽微なものか

返納とする。
また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。
（３）処分等は、２及び３により行うものとする。
なお、２（４）及び３の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保に関する違反（法第１８条第２項及び法第２２条第１項の規定に係る違反をいう。以下同じ。）、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から３年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）及び累違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から３年以内に同一の事項について２度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。）について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。
（削除）

２　運行管理者資格者証の返納命令処分
（１）資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
（ア）事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を行った場合
（イ）運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合
（２）法第１８条第１項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「安全規則」という。）第１８条第１項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。以下同じ。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（削除）

事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）

ら順に、口頭注意、勧告、警告とし、行政処分と合わせたものを「処分等」という。

（３）処分等は、２及び３により行うものとする。
なお、２（４）の処分日車数については、運行の安全確保に関する違反及び同一の資格者の運行の安全確保に関する再違反（本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から３年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認され、処分等を受けた場合をいう。）について、原則として、それぞれ、行政処分等の基準による初回違反及び再違反に対する処分日車数を適用するものとする。

（４）運行の安全確保に関する再々違反以上の累違反については、運行の安全確保に関する違反の態様に従い運行の安全確保に関する再違反の場合における処分日車数の適用は、より重い処分日車等を適用することができるものとする。

２　運行管理者資格者証の返納命令処分
（１）資格者が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。
（ア）事業用自動車を運転した場合（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。）において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を行った場合
（イ）運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合
（２）貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「安全規則」という。）第１８条第１項の規定に基づき選任されている者（以下「運行管理者」という。以下同じ。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。ただし、（ア）の場合において、複数の運行管理者が選任されているときは、当該運行管理者資格者証の返納命令処分は、安全規則第１８条第２項の規定に基づき選任されている者（以下「統括運行管理者」という。以下同じ。）に対して行うものとする。
（ア）運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合（運行管理者を複数選任している場合にあっては、全ての運行管理者が点呼を全く実施していない場合に限る。）
（イ）事業用自動車の運転者（選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。）が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）

第２２条の２第２項（同法第６６条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第７５条第３項（同法第７５条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取並びに同法第１０８条の３４の規定に基づく通知（以下「道路交通法通知等」という。）があった場合

（３）安全規則第１８条第３項の規定に基づき選任されている者（以下「補助者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（４）行政処分等の基準５（１）①若しくは②に該当した場合又は行政処分等の基準２（１）に基づき別に定められた基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が１２０日車以上となった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、安全規則第１８条第２項の規定に基づき選任されている者（以下「統括運行管理者」という。）に対して行うものとする。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（５）資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用（選任の届出をした場合を含む。）させた場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

（６）運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合には、当該者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

第２２条の２第２項（同法第６６条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議及び同法第７５条第３項（同法第７５条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取並びに同法第１０８条の３４の規定に基づく通知（以下「道路交通法通知等」という。）があった場合

（３）安全規則第１８条第３項の規定に基づき選任されている者（以下「補助者」という。）である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（４）行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が８０日車以上であり、かつ、次のいずれかに該当することとなった場合には、運行管理者に対し、当該運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の運行管理者資格者証の返納命令処分は、統括運行管理者に対して行うものとする。ただし、当該事案について責任を有する運行管理者（以下「責任運行管理者」という。）が明確である場合は、責任運行管理者に対して返納を命ずるものとする。

（ア）自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第２条第１号から第３号まで、第５号、第８号から第１０号まで若しくは第１３号から第１５号までに規定する事故又は２０人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）を惹起し、多数の死傷者を生じた場合その他社会的影響の大きい事故の場合

（イ）過労運転、過積載運行又は最高速度違反行為が繰り返し行われていた場合（（２）（イ）の場合を除く。）

（ウ）運転者に対する適切な指導及び監督を怠り、又は十分な点呼を実施していなかったため、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反が行われていた場合（（１）（ア）又は（２）（イ）の場合を除く。）

（エ）運行管理者が運転者に対する点呼を実施している機会が少なく、補助者に任せている状態が認められる場合

（新設）

（新設）

（７）運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第１９条第２項第１号の規定に基づき、処分の日から２年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

３　資格者の警告

行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が３０日車以上１２０日車未満の場合は、警告を行うものとする。この場合において、複数の運行管理者が選任されている場合の警告は、統括運行管理者に対して行うものとする。

（削除）

附　則（平成１９年５月１日付け国自総第４９号、国自貨第１３号）

１　改正後の通達は、平成１９年７月１日以降の違反行為から適用する。

２　平成１９年６月３０日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２１年９月２９日付け国自安第７６号、国自貨第８０号）

この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月２０日付け国自安第１１２号、国自貨第１１３号）

この通達は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月２８日付け国自安第１０号、国自貨第１３号）

１　改正後の通達は、平成２２年４月２８日から施行する。

２　平成２２年４月２７日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２５年９月１７日付け国自安第１４８号、国自貨第６０号）

１　この通達は、平成２５年１１月１日から施行する。

２　この通達の施行の日前に確認した違反行為であって、この通達の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この通達の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

３　２（４）の規定中行政処分等の基準５．（１）①に係る規定については、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１２月３１日以前の違反行為については、なお従前の例による。

４　「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」（平成８年１１月１日付け自貨第１０５号、自環第２４６号）は、平成２５年１０月３１日限り廃止する。

（５）運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第１９条第２項第１号の規定に基づき、処分の日から２年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

３　資格者の警告等

（１）行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する処分日車数の総和が８０日車未満であって、２（４）の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する場合は、警告等を行うものとする。

（２）２（４）ただし書により責任運行管理者に対して返納を命ずる場合にあっては、統括運行管理者に対して警告を行うものとする。

附　則（平成１９年５月１日付け国自総第４９号、国自貨第１３号）

１　改正後の通達は、平成１９年７月１日以降の違反行為から適用する。

２　平成１９年６月３０日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。

附　則（平成２１年９月２９日付け国自安第７６号、国自貨第８０号）

この通達は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月２０日付け国自安第１１２号、国自貨第１１３号）

この通達は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月２８日付け国自安第１０号、国自貨第１３号）

１　改正後の通達は、平成２２年４月２８日から施行する。

２　平成２２年４月２７日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により処分等を行うものとする。